

サーチ基本契約書

契約の締結

(以下、貴社)と株式会社ヘッズジャパン(以下、当社)は、下記の条件に基づき、サーチの基本契約(以下、基本契約)を締結します。当社は、人材の採用が貴社の人事政策にとって重要な意義を持つことを十分に理解し、この基本契約の目的を達成するため、当社の持つ情報や人的資源を十分に駆使し、誠実にサーチ活動を行います。

全般的な条件

- (1) リテナー・ベースのサーチや独占的に当社が委託を受けるサーチ契約等、個別に条件を設ける場合は、別途契約を締結します。
- (2) 貴社及び当社とも、この基本契約の履行の過程で入手する相手方の機密情報を、相手方の許可無く第三者に開示することはできず、また目的外に利用することはできません。
- (3) この基本契約の有効期間は契約締結日から一年間とします。ただし、貴社と当社のいずれかより特段の申し出がない場合、この基本契約は同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。
- (4) この基本契約の準拠法は日本法とします。契約の履行及び解釈に関し紛争が生じ、法的手続きをとる場合は、日本国内にある裁判所とします

プレースメント・フィーの条件

- (1) この基本契約に基づき当社が紹介したキャンディデイトが貴社に入社した場合、貴社は、当社に対してプレースメント・フィーとして「オファー・レターに記載されている初年度の年収額の30%」を支払います。「初年度の年収額」とは、ベース・サラリー、ギャランティー・ボーナス及びその他レターに記載されているポジションの諸手当等の合計額(年間ベースに換算された金額)と定義致します。
- (2) プレースメント・フィーの支払い期限は、当該キャンディデイトの入社日から30日以内とします。
- (3) この基本契約に基づき入社したキャンディデイトが、入社日から3ヶ月以内に、本人の意思に基づき退職した場合及び貴社の就業規則に基づき退職した場合は、当社は、受け取り済みのプレースメント・フィーの1/2を貴社に返却致します。

この基本契約の締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有するものとします。

平成 28 年月日

野村 定生
代表取締役社長
株式会社ヘッズジャパン

104 - 0054
東京都中央区勝どき 6 - 3 - 1
THE TOKYO TOWERS 5215 号